

1 趣旨

令和3年4月に発生した凍霜により、県内の広範囲でおうとう（さくらんぼ）、りんご、ぶどう、かき等の雌しべや花芽の枯死被害が発生した他、5月に発生した降雹により、最上地域のら、アスパラガス等、庄内地域のかき、りんご等への打撲被害が発生。

今春の度重なる気象災害によって被災農業者の減収、営農意欲の低下、ひいては県全体の農業生産の減退が懸念されることから、市町村・J Aグループと連携・協調した「凍霜害・雹害緊急対策パッケージ」を新たに講じ、被災農業者の営農意欲低下の防止と、農業生産の維持向上を図る。

2 凍霜害・雹害緊急対策パッケージの内容

(1) 技術的指導【対象：凍霜害、雹害】

- 高品質の生産出荷に向けた栽培管理等の指導
- 各地域における関係者対策会議等の設置
- 凍霜害被害の詳細把握のための調査と被害解析の実施、本年度の凍霜害対策の検証と対応マニュアル等の作成
- 生産者への情報（注意報・温度データ・技術対策）提供体制の検証・整備

(2) 山形県農林漁業天災対策資金【対象：凍霜害、雹害】

- 資金使途 肥料、農薬購入費等の運転資金を原則無利子で融通
- 対象者 減収率30%以上等
- 貸付利率 0.80%（県と市町村との利子補給により0.80%まで引下げ。融資機関が0.80%引き下げて原則無利子で貸付）
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

(3) 山形県農林水産物等災害対策事業【対象：雹害】

- 事業内容 雹害により被害を受けた農作物に必要な肥料、農薬の追加購入支援
- 実施主体 農業協同組合、農業法人、農業者等
- 補助率 1/2（県1/3、市町村1/6）

J Aへ市町村と同程度の支援を要請

(4) 気象災害対策生産資材等緊急支援【対象：凍霜害、雹害】【新規・今後補正対応】

- 事業内容 営農継続に向けた肥料、農薬の購入支援
- 対象品目 おうとう+α（その他の品目は、被害状況を精査したうえで追加予定）
- 事業要件 減収率50%以上等。※事業実施後、収入保険又は農業共済へ加入
- 補助率 減収率50%以上 1/4（県1/6、市町村1/12）
- 減収率80%以上 1/2（県1/3、市町村1/6）

J Aへ市町村と同程度の支援を要請

(5) 気象災害対策施設整備等緊急支援【対象：凍霜害、雹害】

- 事業内容 農業用ハウスの新設整備、気象災害対策設備の導入等の支援
- 実施主体 農業協同組合、農業法人、農業者団体等
- 補助率 県：市町村=2：1
[一般]1/2（県補助金額上限額：500千円～15,000千円）
[団地]1/2～6/10（県補助金額上限額：500千円～40,000千円）

対策事業の概要(イメージ)

減収率

30%

50%

80%

100%

(1) 技術的指導

- 栽培管理等の指導
- 各地域における関係者対策会議等の設置
- 本年度の凍霜害対策の検証、対応マニュアル等の作成
- 生産者への情報提供体制の検証・整備

(3) 山形県農林水産物等災害対策事業

- 雹害により被害を受けた農作物に必要な肥料、農薬の追加購入支援
- ※雹害のみ

(2) 山形県農林漁業天災対策資金

- 肥料、農薬購入費等の運転資金を原則無利子で融通

(5) 気象災害対策施設整備等緊急支援

- 農業用ハウスの新設整備、気象災害対策設備の導入等の支援

【新規】

(4) 気象災害対策生産資材等緊急支援

- 営農継続に向けた肥料、農薬の購入支援

減収率50～80%
補助率 1/4

減収率80%以上
補助率 1/2

果樹の新植、改植支援

- 新植・改植する場合、新植・改植費用及び未収益期間の経費を支援
- 定額：既存国庫事業

【問合せ先】

- | | | |
|-------------|--------------|----------|
| (1) の事業 | 農業技術環境課 | 630-2446 |
| (2) の事業 | 農業経営・所得向上推進課 | 630-2286 |
| (3)・(4) の事業 | 農政企画課 | 630-3659 |
| (5) の事業 | 園芸農業推進課 | 630-2453 |